

プラスチック資源の再商品化実施に係る事業者との連携【事業者募集】

質問事項の回答

No	項目	質問	回答
1	条件	様式1の1 受託可能量（年間）については、募集要項3. 業務量（3）表中の年間見込み量の全量ではなく一部の量とすることも可能でしょうか。	再商品化事業を効率的に実施していくため、全量処理を想定しています。
2	条件	1拠点のみの提案でも可能ですか？	
3	条件	「製品プラスチック」のみの提案でも参加できますか？	再商品化費用だけでなく、収集・運搬も含めた本市費用負担の削減を目指しているため、「製品プラスチック」のみの再商品化は想定しておりません。
4	受け渡し量	募集要項p.2 3. (3) 受け渡し量の目安の ① 事業者が整備する施設は、令和12年度の年間搬入見込み量 15,400 t を処理できる能力を有していればいいという理解でよろしいでしょうか。そうである場合、令和12年度に想定される受け渡し場所別のプラスチック（容器包装プラスチックと製品プラスチックの合計量）の引き渡し量をご教示ください。	お示ししている受け渡し量は、令和12年度において容器包装プラスチックの分別協力率が50%で算出した目安量です。 本市では、令和17年度において分別協力率60%を目指しており、回収量の増加を見込んでいるところですが、本募集の計画期間は令和12年度を初年度とする3年間となっています。 この間、分別協力率がどのように推移するか推計した値はありませんので、令和12年度の実績をもとに参加事業者において整備施設の処理能力をご判断のうえでご提案ください。
5	受け渡し量	② 事業者が整備する施設は、令和12年度の年間搬入見込み量 15,400 t ではなく、令和17年度の年間搬入見込み量を処理できる能力を有していなければならないでしょうか。そうである場合、令和17年度に想定される受け渡し場所別のプラスチック（容器包装プラスチックと製品プラスチックの合計量）の引き渡し量をご教示ください。	令和12年度の各受け渡し場所での年間の受け渡し量は、実績に基づき、以下のとおり見込んでいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・東クリーンセンター3,800 t ・妙賀山クリーンセンター3,500 t ・布施畠環境センター8,100 t
6	受け渡し量	③ 上記①、②のうち、該当するいずれかにおいて、3つの受け渡し場所ごとに、季節性等を考慮したときに1日に最大何tのプラスチック（容器包装プラスチックと製品プラスチックの合計量）を引取にいかなければならぬと想定されるかご教示ください。	また、令和12年度の1日あたりの平均受け渡し量は以下のとおり見込んでおり、季節変動や年末年始など、一時的に2割程度増加するものと考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・東クリーンセンター18 t /日 ・妙賀山クリーンセンター14 t /日 ・布施畠環境センター41 t /日
7	受け渡し量	④ 3つの受け渡し場所はいずれも、月曜日から金曜日の間、引取にいくことが可能という理解でよろしいでしょうか（年間見込み量が現状	原則、月曜日から金曜日において毎日の引き取りになります。（東リーンセンターは、水曜日の受け渡しができません。）

		より大きく増えるため、3つの受け渡し場所にはいずれも、月曜日から金曜日の間、毎日パッカー車による収集・運搬されてくる状況となるでしょうか)。	なお、3つの受け渡し場所において月曜日から金曜日までの間、パッカー車による搬入があります。 今後、事業開始までに変更する場合は、事業開始までに連携事業者と協議します。
8	受け渡し量	⑤ 分別協力率とは、どのような式で算出されているかご教示ください。	容器包装プラスチック分別収集量 ÷ (容器包装プラスチック分別収集量 + 燃えるごみの収集量 × 容器包装プラスチックの組成率)
9	性状	製品プラと容リプラは、排出、回収拠点での保管、出荷に際して区別されますか？	同一の指定袋に容器包装プラスチックと製品プラスチックを混合で排出された状態のものです。
10	性状	製品プラの荷姿は指定袋入りとなりますか？	お見込みのとおりです。
11	性状	製品プラのサイズ指定はされますか？	50cm未満に指定する予定です。
12	性状	製品プラとして回収するものは、食品、その他中身の残留の可能性はありますか？	製品プラスチックとしては、中身の残留はありませんが、一括回収で回収する容器包装プラスチックには残留物がある可能性があります。
13	性状	各クリーンセンターからの引き取りの際の性状は、所謂、「バラ」という認識でよろしいでしょうか。	指定袋により収集した状態での「バラ」になります。
14	中間処理	前項の性状（所謂、「バラ」）の場合、以下の可能性はありますでしょうか。 (a) 連携事業者による各クリーンセンターへの圧縮梱包機の設置 (b) 連携事業者が各クリーンセンターに設置した圧縮梱包機を用いて梱包作業を行うこと。	既存の集積場所には、そのような作業が可能なスペースはありませんので、設置も作業も行うことはできないとご理解ください。
15	中間処理	募集要項 様式1 申込書 「本市による中間処理（圧縮梱包のみ含む）は行わないものとする。」とありますが、運搬効率を向上させることを目的に、事業者の費用負担により、3つの受け渡し場所のうち事業者が希望する場所に圧縮梱包機等を設置することは可能との理解でよろしいでしょうか。	
16	中間処理	現状、プラスチック製容器包装中間処理に3億円を要しているということですが、認定再商品化計画実施後に想定されている中間処理費用の総額等、規模感をご教示いただけませんでしょうか。	再商品化計画に基づく再商品化では、従来、市町村が行っていた中間処理（異物選別等）を一体化・合理化により省くことが可能と解っています。
17	中間処理	認定再商品化計画で想定されている中間処理の範囲と定義をご教示いただけませんでしょうか。	
18	中間処理	プラスチック資源循環促進法33条に基づく大臣認定での処理委託へと移行した場合は、一次選別及び圧縮梱包の費用は一切なしとする前提	

		でしょうか。	
19	中間処理	2.参加申込書の2想定している処理総額に ※本市による中間処理（圧縮梱包のみ含む）は 行わないものとする。とありますが、本事業は 従来、市町村にて行っていた中間処理(異物選 別等)を再生処理事業者が行うものであり、異 物選別等に係る費用(従来の中間処理費用分) について、再商品化処理単価とは別として提示さ せて頂くことは可能でしょうか。	再商品化計画に基づく再商品化では、従来、市町 村が行っていた中間処理（異物選別等）を一體 化・合理化により省くことが可能と解していま す。異物選別等に係る費用（従来の中間処理費用 分）は、再商品化処理単価に含まれるものとしま す。
20	審査基準	審査基準NO.6に示す「高価値」であると判断 される基準として、「繰り返しリサイクルでき る」「市民が使える製品」のほかに例示いただ けるものはどうでしょうか。	例示としては募集要項で示しているとおりです が、本市では、プラスチックを“使い捨てるごみ” から“循環する資源”へとシフトする「まわり続ける リサイクル」を展開しており、これに沿った再 商品化の案があればご提案ください。
21	審査基準	審査基準NO.6に示す「販路先を十分に確保し ている」と判断される基準として、具体的には どのような状況が必要でしょうか。販売先によ る関心表明のようなものまで必要となりますで しょうか。	企業間連携、アライアンスの構築等の様々な形が 想定されますので、構想検討中や協議中のものも 含め、現状、開示可能な範囲でお示しください。 また、関心表明といったものは不要ですが、実現 可能性についてもお示しください。
22	審査基準	審査基準NO.10に示す「脱炭素の具体的取 組」とは、今回ご提案する再商品化事業におけ る脱炭素の取組をお示しするという理解でよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 処理工程、運搬、設備など効率化、省略化、自動 化、省エネ化など、様々な観点でお示しくださ い。
23	モデル実施	審査基準NO.11に示す「計画認定に向けたモ デル実施、組成調査」に関する実施計画書をご 提案する上で必要となる、モデル実施エリアや 期間などの条件をお示しください。	モデル実施エリアや期間は現時点では未定です。 他自治体との連携結果などを踏まえ、エリアや期 間についてもご提案ください。
24	モデル実施	審査基準NO.11に示す「計画認定に向けたモ デル実施、組成調査」を貴市と連携して事業者 が実施する際に係る業務費用は、別途、貴市か ら事業者に支払われるという理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。 モデル実施、組成調査の内容を決定後、連携事業 者に別途委託する業務を協議・決定し、支払うこと を想定しています。
25	モデル実施	募集要項 2. 連携事項（3）①モデル実施・組成調査に 関すること。 4.（1）市の役割①・再商品化の基礎となる モデル実施・組成調査を計画・実施する。 （2）連携事業者（契約候補者）の役割①・ 2. 連携事項（3）①で提案のあったモデル実 施・組成調査の内容に基づき本市に協力。 との記述がありますが、モデル実施・組成調査 の計画・実施に先立って、その内容等につい	お見込みのとおりです。

		て、事業者からの提案が必要であるという理解でよろしいでしょうか。	
26	モデル実施	募集要項、2連携事項（3）①モデル実施とは具体的にどの様な内容ですか？	モデル実施のエリア、期間、内容等は現時点では未定ですが、本市が最終的に指定したエリア、期間で製品プラスチックの一括回収を行うにあたり周知などの啓発や回収したプラスチックの組成調査、分析などを実施することを想定しています。
27	その他	新たに資源化施設を設置する場合、原料化まで全ての施設に廃掃法の施設設置許可が必要となりますか？	関係法令に則り、必要な許可を取得してください。
28	その他	分別後の資源化（ケミカルリサイクル等）を「有価販売、廃棄物処理」として別法人に委託することは可能ですか？可能な場合、神戸市外の事業者（遠距離）でも可能ですか？	可能です。
29	その他	1. 募集要項 P4.の 7 費用及び特記事項に事業開始（令和 12 年度を目途とする）に際して締結する委託契約単価については、本提案単価を基礎としつつ、提案時点から契約締結時までの消費者物価指数（CPI）、企業向けサービス価格指数、公共工事設計労務単価等の客観的な経済指標及び労務単価の変動、および法令改正等によるコスト変動を勘案し、本市と連携事業者（契約候補者）の協議により決定します。とあります。 勘案事項に、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会が公表している、再商品化実施委託単価推移【令和 7 年度 63,000 円、令和 8 年度 71,000 円(令和 7 年度対比+8,000 円)】を勘案して頂けることは可能でしょうか。	P4.の 7 費用及び特記事項に示す指標を基本とする考えですが、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が公表する全国的な再商品化実施委託単価推移についても、本市の状況等と比較分析を行いながら参考にしていくものと考えます。
30	その他	募集要項 p.5 3. (1) 提出書類 3月 11 日までに提出する「提案資料（任意様式）」は、参加事業者が特定できない資料のみを提出するという理解でよろしいでしょうか。 参加事業者が特定できる資料の提出も併せて提出が必要でしょうか。また、プレゼンテーションの際、3月 11 日までに提出した参加事業者が特定できない資料に加えて、追加の資料も使用することも可能でしょうか。	参加事業者が特定できない資料のみ提出してください。また、プレゼンテーションは、3月 11 日までに提出いただいた資料の範囲で行っていただき、追加資料の使用はお控えください。